平成２５年（フ）第１９２９号
札幌市東区北43条東16丁目５番８号　ノーブルＮ43―102号
債務者　高橋　雄二
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４１号
札幌市白石区本通３丁目北２番５―601号
債務者　若原　明美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６２号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番１―509号
債務者　坂脇　　勤
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００３号
札幌市北区新琴似５条１丁目４番22号　パールうえきマンション11号
債務者　藤原　京一
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
青森県三戸郡五戸町字下モ沢向15番地１　市川守方
債務者　三橋　忠行
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１０２号
青森県上北郡六戸町大字下吉田字赤田61番地２、旧住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保174番地1235　舘野団地Ｄ―１
債務者　明戸　正美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１６６号
群馬県高崎市中室田町864番地９
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３７３号
相模原市中央区光が丘２丁目32番11号
債務者　竹島　則章
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８１８号
大阪府河内長野市千代田台町13番10号
債務者　関田　元秋
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６９号
堺市南区高倉台２丁10番４号、前住所堺市南区庭代台４丁６番11号
債務者　オティアスライフケアコーポレーションこと　斉藤　英次
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９７２号
大阪府富田林市若松町４丁目15番12号
債務者　池田　雅子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９３号
大阪府羽曳野市島泉１丁目24番21号、前住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目23番８号
債務者　堀添樹一郎
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０００号
大阪府羽曳野市東阪田362番地の35、前住所大阪府羽曳野市東阪田487番地の11
債務者　藤原　勝行
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１００１号
大阪府羽曳野市東阪田362番地の35、前住所大阪府羽曳野市東阪田487番地の11
債務者　藤原　博行
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
福岡県柳川市南浜武212番地１
債務者　荒巻かよ子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
群馬県利根郡みなかみ町上牧1118番地
債務者　桑原紀美子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
愛知県犬山市大字羽黒字小安10番地２　エスポア・ファミール101
債務者　岡本　　薫
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部